

## 理事会内規 改正の件

## 1. 審議事項

「規程類見直しの進め方」に基づき、理事会内規の改正について、承認頂きたい。

## 2. 理事会内規改正のポイント

|       | 現状  | 改正案   | 改正のポイント  |
|-------|---|---|--|
| 冒頭    | (改正履歴を表示)   | (改正履歴を削除)   | 改正履歴の表示は最後の附則のみの表記に統一                              |
| 第 7 条 | (人事委員会の目的)<br>第 7 条 人事委員会は、次の事項について審議することを目的とする。<br>(1) 事務局職員の採用に関する事項<br>(2) 事務局職員の賞罰に関する事項<br>(3) 事務局職員の勤務評価及び給与等に関する事項 | (人事委員会の目的)<br>第 7 条 人事委員会は、次の事項について審議することを目的とする。<br>(1) 事務局職員の採用に関する事項<br>(2) 事務局職員の賞罰に関する事項<br>(3) 事務局職員の勤務評価及び給与等に関する事項<br><u>(4) 人事に関する規則・規程の制定、改廃に関する事項</u> | (4)を加え、「人事に関する規則・規程の制定、改廃」は人事委員会の審議を経て行われることを明確にする |
| 第 9 条 | (評議委員会の目的)<br>第 9 条 評議委員会は、インターネットの発展という観点から JPNIC の事業に関し理事会に提言することを目的とする   | (評議委員会の目的)<br>第 9 条 評議委員会は、 <u>当センターの事業活動及び業務運営に関して情報交換及び意見交換を行い、必要な場合には理事会に対して適切な提言を行うことを目的とする。</u>  | 現在の評議委員会の位置づけを考え、評議委員会規程の書き振りに統一する。                |

なお人事委員会規程、評議委員会規程も併せて点検を行ったが、今回は改正すべきポイントは認識されなかった。

以上